

出生届3：日本人女性の子を外国人男性が出生後に認知した場合

出生届

令和2年6月1日届出

在ドイツ日本国 大使 殿
総領事

受理 令和 年 月 日 第 号	公館印					
送付 令和 年 月 日 第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

日本の戸籍の氏を
記入してください。(1)

日本人の方の生年月日は
元号(昭和・平成・令和)で
記入してください。(5)

(1)	子の氏名	(よみかた) たなか 氏 たろう 名 田中 太郎	父母との 続き柄	<input type="checkbox"/> 嫡出子 (長 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女) <input type="checkbox"/> 嫡出でない子
(2)	生まれたとき	令和2年5月5日	<input checked="" type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後	7時5分
(3)	生まれたところ	ドイツ連邦共和国ベルリン州ベルリン市ティアガルテン通り15番地 番地番番号		
(4)	住所	ドイツ連邦共和国ベルリン州ベルリン市ヒロシマ通り6番地 番地番番号		
		世帯主の氏名 田中 花子	世帯主との続き柄 長男	
(5)	生 母	父	母 田中 花子	
		年 月 日 (満 歳)	平成3年3月3日 (満29歳)	
(6)	本籍及び 国 籍	東京都千代田区霞が関一丁目1番地 番地番番号		
		筆頭者の氏名 田中 一郎	父の国籍	母の国籍 日本
(7)	同居を始めたとき	平成29年10月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)		
(8)	子の 父と 母	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯		
(9)	父母の職業	(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに子が生まれたときだけ書いてください) 父の職業 母の職業 建築家		
そ の 他		日本国籍を留保する	署名	印
		令和2年5月15日ドイツの方式で認知成立。 ベルリン市ミッテ区戸籍局発行の出生証明書を添付。 この出生届により新本籍を現本籍地に編製。 (日本人母がドイツ国籍法第4条第3項の要件を満たし、ドイツでの出生により、子にドイツ国籍が付与される場合のみ署名をし、捺印を押してください。)		
届 出 人		<input type="checkbox"/> 1. 父母 <input checked="" type="checkbox"/> 1. 母 <input type="checkbox"/> 2. 法定代理人() <input type="checkbox"/> 3. 同居者 <input type="checkbox"/> 4. 医師 <input type="checkbox"/> 5. 助産師 <input type="checkbox"/> 6. その他の立会者 <input type="checkbox"/> 7. 公設所の長		
	住所	ドイツ連邦共和国ベルリン州ベルリン市ヒロシマ通り6番地 番地番番号		
	本籍	東京都千代田区霞が関一丁目1番地 番地番番号	筆頭者の氏名	田中 一郎
	署名	田中 花子	印	平成3年3月3日生

事件簿番号

↑印鑑又は拇印(右手親指)を押してください。

(届出人の連絡先及び電話番号 0177-0000-1111)
 日中連絡可能な携帯電話等の番号と 030-210-940
 メールアドレスを記入してください。 taishikan-ryoujibu@bo.mofa.go.jp